

令和6年度 姫路市**不育症**治療支援事業のご案内

姫路市では、不育症についての検査及び治療(以下、「治療等」という。)を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成します。



※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに受けた治療等が対象です。
 ※助成回数は1年度の医療費について1回です。申請受付期間内に、まとめてご申請ください。

対象者 以下の(1)~(4)のすべてに該当する方が対象になります。

- (1) 姫路市内に住所がある夫婦(事実婚関係にある夫婦を含む)であること
 ※住民票が当市にある期間の治療等であること。また、夫婦(事実婚)関係を証明する書類が必要です
- (2) 治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること
- (4) 助成を受けようとする治療等について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと
 ※兵庫県内での転出入をされた場合、住民票が当市にある期間の医療費については当市へご申請いただき、それ以外は転入前・転出後の自治体へお問い合わせください。同じ治療について重複して助成は受けられません。

助成内容

- (1) 助成額
 - ・不育症の検査(絨毛染色体検査を除く)および治療に要した保険適用外の医療費...10分の7
 - ・不育症の検査(絨毛染色体検査)に要した保険適用外の医療費...6万円まで
- (2) 助成回数 1年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)の医療費について1回
 ※通算助成回数の制限はありません
- (3) 対象の検査や治療等
 ※令和6年度から抗リン脂質抗体検査の項目が一部追加になっています

助成割合: 7/10	一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ ₂ グロブリン I (CLβ ₂ GPI)複合体抗体 抗カルジオリピン(CL)IgG抗体 抗カルジオリピン(CL)IgM抗体 ループスアンチコアグラント
		夫婦染色体検査	
助成割合: 7/10	選択的検査	抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体) 抗PEIgM抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体) 抗PS/PT抗体(フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体) ネオ・セルフ抗体(抗β2GPI/HLA-DR抗体)
		血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)	第Ⅻ因子活性 プロテインS活性又はプロテインS抗原 プロテインC活性又はプロテインC抗原 APTT(活性化部分トロンボプラスチン時間)
		検査	絨毛染色体検査 ※令和4年12月より先進医療に追加された、流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)も対象となります。
		治療	低用量アスピリン療法 ヘパリン療法(ヘパリンノイドを使用するもの及びヘパリン在宅自己注射療法を含む)

申請受付期間 治療等を実施した日の同一年度内(3月31日まで)

例外)「姫路市不育症治療支援事業受診等証明書」における「今回の治療期間」の末日が1月1日から3月31日までの場合にかぎり、令和7年4月30日(水)まで申請可
 ※治療がまだ継続している場合も、治療期間の末日は3月31日とみなします。
(ただし、治療等を受けている年度途中で43歳になった方はこの例外は適用されませんので、かならず年度内にご申請ください)

必要書類は裏面をご確認ください

必要書類

消せないボールペンで記入してください

	必要書類	確認内容
①	姫路市不育症治療支援事業申請書	
②	姫路市不育症治療支援事業受診等証明書(医療機関用)または(薬局用)	<input type="checkbox"/> 主治医または薬局が記入します 医療機関や薬局の指定はありません
③	領収書原本	<input type="checkbox"/> 医療費控除などで原本が必要な場合は窓口でコピーをとります
④	住民票原本	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの <input type="checkbox"/> 続柄の記載のあるもの <input type="checkbox"/> 戸籍の筆頭者の記載のあるもの <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載は不要 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの
⑤	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)	<input type="checkbox"/> 住民票では夫婦の婚姻関係が確認できない場合 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの
		<input type="checkbox"/> 事実婚関係の場合 両人分それぞれ必要
⑥	相手方登録書	<input type="checkbox"/> 初めて申請する方 <input type="checkbox"/> 前回申請時から住所や振込口座など変更がある場合
⑦	事実婚関係に関する申立書	<input type="checkbox"/> 事実婚関係の方
⑧	通帳(振込口座)、印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可

◆①,②,⑥,⑦は保健所1階窓口にあります。保健所のホームページからもダウンロードできます。

④,⑤は、市役所・駅前市役所・支所・出張所・サービスセンター等で交付しています。

(書類交付に必要な手数料は自己負担になります。)

兵庫県専門相談

専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます。

相談方法	不妊・不育専門相談 (男性不妊含む不妊の悩み、習慣性流産・不育症など妊娠に関すること)			男性不妊専門相談 (男性不妊に関する疑問や不安など)	
	電話相談	面接相談 (完全予約制)		面接相談 (完全予約制)	
電話番号	078-360-1388	078-362-3250 (予約専用番号) 平日9:00~17:00 ※相談日の5日前までに要予約			
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学病院内	兵庫県民総合相談センター	
日時	第1・第3 土曜日 (5月4日除く)	第2土曜日 (5月、9月、2月はWEB 面接選択可能)	5月・8月・10月・12月・ 2月の第3水曜日 (8,10,12月はWEB面接 選択可能)	5月・8月・10月・12月・2月 を除く第3水曜日 6月・8月・12月・2月の第3 土曜日 (7月,1月はWEB面接選択 可能) 面接選択可能)	第1水曜日 (6月、11月、3月はWEB面接選択可能) (1月除く)
	10:00~16:00	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~15:30	15:00~17:00
担当	助産師 (不妊症看護認定看護師)	助産師 (不妊症看護認定看護師)	産婦人科医師	産婦人科医師	泌尿器科医師

姫路市 不妊・不育症等の相談

不妊症や不育症に関する相談に助産師、保健師等が応じています。

<相談方法> 来所相談(電話にて要予約)・電話相談 <相談時間> 平日9時~19時

▶ こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

電話：(079)263-7863 住所：姫路市日出町三丁目3番地



【申請受付場所】 姫路市保健所 1階 申請受付窓口
(姫路市坂田町3番地)

【問い合わせ先】 姫路市保健所 健康課
電話(079)289-1641